

消食表第 749 号

令和 8 年 10 月 1 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

消費者庁次長

(公 印 省 略)

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、本日付けで食品表示基準の一部を改正する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 89 号）が公布・施行され、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）別表第 11 に規定される「栄養成分の下限值・上限値」、「栄養成分の機能」、「摂取をする上での注意事項」等が改正されたところです。「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知）においては、「栄養成分の機能」及び「摂取をする上での注意事項」の表示例を示していることから、同府令の改正を受けた表示例の改正を行いましたので、関係者に対する周知をお願いします。